

社会福祉法人 江戸川豊生会 行動計画(女性活躍推進法に基づく)

当法人の業務の性質上、女性職員が多いことから、女性が活躍できる雇用環境整備と行う為、次のように行動計画を策定する。

1・計画期間 2016年4月1日～2021年3月31日の5年間

2・当社の課題 ①全従業員の半数以上、女性が占める中、女性の意見や立場が確立されるシステムづくり

②法人役員、施設管理者の女性推進を目指す

3・目標と取り組み内容・実施時期

① 育児休暇取得100%の現状の中、子育て中の女性職員は、意見を言いにくかったり、子育てに忙しく業務の立場が確立されにくい現状がある。育児世代の女性職員であっても、役職者になれるように立場が確立されるようにする。

対策:平成28年4月～育児世代の女性に、意識調査を実施

平成29年4月～希望者にはヒアリングを行い、事業者単位での役職者(課長・主任・副主任)業務を知ってもらう

平成30年4月～育児世代であっても、時間短縮を利用しながらでも、役職者になれるように、業務内容を見直す

平成31年4月～育児世代の中から、1名～3名は役職者に配置する

② 法人役員(理事・評議)及び、施設管理者(施設長)の女性推進を図る

対策:平成28年10月～理事・評議の改選時に、女性が少しでも増えるように図り活躍の場を増やす

平成29年3月～理事・評議の改選時 現在25名の役員の8名が女性なので、12名になるようにする

平成30年4月～本部役員や施設長に女性を配置する